

託送供給等特例認可について

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る料金等の特別措置)

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、2011年3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6月30日、7月21日、8月3日、11月25日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、2012年4月1日、4月16日、7月17日、8月10日、12月10日、2013年3月22日、3月25日、4月1日、5月28日、8月8日、2014年10月1日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、2014年10月1日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、避難指示等がなされた地域において、避難された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合(当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出があった場合に限る。)には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第5項については、避難された電気の使用者が、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があったとき(当社が分割接続供給を行なう供給地点においては、双方の契約者から申出があったときに限る。)についても、適用するものとする。

- 1 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、託送供給等約款(2024年9月20日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。)18(料金)の規定にかかわらず、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として避難指示等が解除された日(以下「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
- 2 避難された電気の使用者のうち2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災された電気の使用者を需要者とする供給地点(以下「避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点」という。)において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで東北電力株式会社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点に係る当社との接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点に係る接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の東北電力株式会社との需給契約または当該供給地点に係る当社との接続供給の契約電力をこえないとき(分割接続供給の場合は、その申込みにもとづく1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力が、被災時の1供給地点につき、1接続供給契約を締結した場合の接続供給の契約電力をこえないときに限る。)は、託送供給等約款70(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 3 避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない料金を算定する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
- 4 契約者が、避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款62(引込線の接続)、63

(計量器等の取付け), 64 (通信設備等の施設) および 66 (電流制限器等の取付け) の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

- 5 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を, 契約者が新たに設定し, または増加された後 1 年に満たないでこれを廃止または減少しようとする場合は, 託送供給等約款 54 (供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算) の規定にかかわらず, 接続送電サービス料金, 予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除する。
- 6 供給電力, 供給電圧, 電気方式および周波数その他の事項については, 託送供給等約款によるものとする。

附 則

- 1 本供給条件は、2024年10月1日から実施する。
- 2 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年9月30日付け20200918資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 3 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。